

公益社団法人日本語教育学会 定款の一部改定について（報告）

1. はじめに

2021年5月23日に開催した第9回定時代議員総会において、定款の一部改定が承認されました。改定箇所は以下の3条項です。

- (1) 第1章 総則 第1条（名称）の改定……………（英語名称改定の件）
- (2) 第2章 目的及び事業 第3条（目的）の改定……………（目的改定の件）
- (3) 第5章 役員 第23条（役員の設置）と第27条（理事の職務及び権限）の改定……………（代表理事2名制への改定の件）

第9回定時代議員総会での上記改定の承認後、法務局への登記（登記完了日2021年12月16日）を行いました。その後、内閣府へ変更届を提出（申請日2022年2月28日）し、受理され、改定にかかわる一連の手続きが完了しました。以下、改定部分についての詳細を報告します。

2. 第1章 総則 第1条（名称）の改定について……………（英語名称改定の件）

(1) 改定前と改定後の英語名称

ア. 改定前

The Society for Teaching Japanese as a Foreign Language

イ. 改定後

Association for Japanese Language Education

(2) 改定の理由

現在の社会状況を鑑みると、日本語を「外国語としての日本語」と規定することには無理があり、また日本語教育は教えるだけでなく学ぶこと、学習そのものも重要な研究実践分野であることを踏まえて改定をしました。

3. 第2章 目的及び事業 第3条（目的）の改定について……………（目的改定の件）

(1) 改定前と改定後の条項

ア. 改定前

第 3 条 本会は、日本語を第一言語としない者に対する日本語教育の研究促進と振興を図り、もって我が国の教育・学術の発展並びに我が国と諸外国との相互理解及び学術の交流に寄与することを目的とする。

4. 改定後

第 3 条 本会は、日本語教育の実践と学術研究の振興を図り、もって教育・学術の交流及び発展に寄与し、世界の人の相互理解を促進することを目的とする。

(2) 改定の理由

7. 日本語教育あるいは言語教育に関する理念の変化及び「日本語教育の推進に関する法律」(2019年6月公布・施行)の制定等による日本語教育の社会的位置づけや社会的環境の変化により、日本語教育の目的をあらためて見直す時期にきたと考えました。本学会の理念(体系)も踏まえ、目的条項の文言を改定しました。

4. 「日本語を第一言語としない者に対する」を削除した理由。

(7) 本会の目的から「日本語を第一言語としない者に対する」を外すことにより、その対象(ステイクホルダー)は、日本語教育関係者(日本語学習者、日本語教師、関連団体など)に留まらず、「日本語母語話者」も含むことができます。これは、本学会の事業を通じた社会貢献の対象を、さらに広げることに寄与すると考えられます。

(4) 本会の前身である「外国人のための日本語教育学会」が1962年に設立された当時は、現在と比べまして「日本語教育」という名称はほとんど社会に知られてなく、実態としても認識されていなかったと思われま。よって「国語教育」との差異を示すためにも「外国人のための」という説明が必要であったのでしょう。また、1977年社団法人日本語教育学会設立時の定款では、その目的に「日本語を第一言語としない者に対する日本語教育」と定められ、それが公益社団法人として2012年に制定された定款においても継承されました。しかし、現在においては、「日本語教育の推進に関する法律」(2019年6月公布・施行)が制定され、新聞一面の見出しに「日本語教育」が使われるなど、「日本語教育」という名称と活動の実態は十分に社会に浸透したと考え、この度削除することにしました。

ウ. その他

- (ア) 改定前の条項では、日本語教育の「研究促進と振興を図り」とありますが、本会では実践も重視する立場から、「実践と学術研究」としました。合わせて「促進」と「振興」に意味の重複がみられるので、シンプルに「実践と研究の振興を図り」としました。
- (イ) 改定前の条項にある「我が国の教育・学術の発展」については、公益法人として拠って立つのは日本ですが、本学会の事業は、日本のみならず、世界の教育と学術の交流及び発展に寄与するものであり、「我が国」にあえて限定する必要はないので、「我が国」を削除しました。
- (ウ) 学術の交流は、最終目標というより学術の交流を促し学術の発展に寄与することによって最終目標が達成されるという文脈に改定しました。
- (エ) 本会の最終目的は、理念体系の標語に掲げられているとおり、「人と人をつなぐ」ことにあるので、国家間の相互理解というより、人と人との相互理解としたほうが理念に沿うと考えました。

4. 第5章 役員 第23条(役員を設置)と第27条(理事の職務及び権限)の改定 について…………… (代表理事2名制への改定の件)

(1) 改定の経緯

本学会ではこれまで、定款で役員を設置を会長1名、副会長3名、常任理事5名、理事6名～11名としてきました。しかしながら、会長と副会長という名称は定款に基づく呼称であり、法律上の名称は、会長は代表理事、副会長は業務執行理事となります。

このたび、代表理事を2名設置することを検討するに至った経緯は、業務執行理事(副会長)が代表理事の代行を行っても、対外的な業務執行は行えず、内部的な業務執行しか行えないという問題が判明したことによります。

(2) 代表理事2名とした際の会長・副会長との関係

定款上は会長1名、副会長3名、その他を常任理事もしくは理事とすると規定されており、この点は改定いたしませんでした。しかしながら、これを法律上からみた際に、代表理事2名、業務執行理事2名、その他を(常任)理事とすることにより、代表理事である副会長も、対外的な業務執行が可能となることから、下図のように改定を行いました。

改定前

定款上	会長 (1名)	副会長 (3名)	常任理事 (5名)	理事 (6名～11名)
法律上	代表理事 (1名)	業務執行理事 (3名)		理事 (11名～16名)

改定後

定款上	会長 (1名)	副会長 (3名)	常任理事 (5名)	理事 (6名～11名)
法律上	代表理事 (1名)	代表理事 (1名)	業務執行理事 (2名)	理事 (11名～16名)

(3) 改定前と改定後

上記を踏まえ、定款第 23 条と第 27 条を次のように改定しました。

対照表	
改定前	改定後
<p>第 5 章 役員 (役員を設置)</p> <p>第 23 条 本会に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 15 名以上 20 名以内</p> <p>(2) 監事 2 名</p> <p>2 理事のうち 1 名を会長、3 名を副会長、5 名を常任理事とする。</p> <p>3 前項の会長をもって法人法第 91 条第 1 項第 1 号の代表理事とし、副会長 3 名をもって同項第 2 号の業務執行理事とする。この定款において、代表理事とは会長を指し、業務執行理事とは副会長を指す。</p>	<p>第 5 章 役員 (役員を設置)</p> <p>第 23 条 本会に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 15 名以上 20 名以内</p> <p>(2) 監事 2 名</p> <p>2 理事のうち 1 名を会長、3 名を副会長、5 名を常任理事とする。</p> <p>3 前項の会長及び副会長の内 1 名をもって法人法第 91 条第 1 項第 1 号の代表理事とし、その他の副会長 2 名をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。</p>

改定前	改定後
<p>(理事の職務及び権限)</p> <p>第 27 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。</p> <p>2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。また、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会が決定した順序によって、その業務執行に係る職務を代行する。</p> <p>4 常任理事は、理事会において別に定めるところにより、会長及び副会長を補佐する。</p> <p>5 会長及び副会長は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</p> <p>6 理事の権限は、定款に定めるもののほか、理事会において別に定める理事の職務権限規程による。</p>	<p>(理事の職務及び権限)</p> <p>第 27 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。</p> <p>2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。</p> <p>4 代表理事である副会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の業務を執行する。</p> <p>5 常任理事は、理事会において別に定めるところにより、会長及び副会長を補佐する。</p> <p>6 会長及び副会長は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</p> <p>7 理事の権限は、定款に定めるもののほか、理事会において別に定める理事の職務権限規程による。</p>

【参考資料】改定前と改定後の定款の対照表（改定箇所のみ抜粋）	
改定前	改定後
<p>第1章 総則 （名称）</p> <p>第1条 この法人は、公益社団法人日本語教育学会（以下「本会」という。）と称する。英語名は、The Society for Teaching Japanese as a Foreign Language とする。</p>	<p>第1章 総則 （名称）</p> <p>第1条 この法人は、公益社団法人日本語教育学会（以下「本会」という。）と称する。英語名は、Association for Japanese Language Education とする。</p>
<p>第2章 目的及び事業 （目的）</p> <p>第3条 本会は、日本語を第一言語としない者に対する日本語教育の研究促進と振興を図り、もって我が国の教育・学術の発展並びに我が国と諸外国との相互理解及び学術の交流に寄与することを目的とする。</p>	<p>第2章 目的及び事業 （目的）</p> <p>第3条 本会は、日本語教育の実践と学術研究の振興を図り、もって教育・学術の交流及び発展に寄与し、世界の人の相互理解を促進することを目的とする。</p>
<p>第5章 役員 （役員の設定）</p> <p>第23条 本会に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 15名以上20名以内 (2) 監事 2名</p> <p>2 理事のうち1名を会長、3名を副会長、5名を常任理事とする。</p> <p>3 前項の会長をもって法人法第91条第1項第1号の代表理事とし、副会長3名をもって同項第2号の業務執行理事とする。この定款において、代表理事とは会長を指し、業務執行理事とは副会長を指す。</p> <p>（理事の職務及び権限）</p> <p>第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。</p> <p>2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、理事会にお</p>	<p>第5章 役員 （役員の設定）</p> <p>第23条 本会に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 15名以上20名以内 (2) 監事 2名</p> <p>2 理事のうち1名を会長、3名を副会長、5名を常任理事とする。</p> <p>3 前項の会長及び副会長の内1名をもって法人法第91条第1項第1号の代表理事とし、その他の副会長2名をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。</p> <p>（理事の職務及び権限）</p> <p>第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。</p> <p>2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、理事会にお</p>

<p>いて別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。また、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会が決定した順序によって、その業務執行に係る職務を代行する。</p> <p>4 常任理事は、理事会において別に定めるところにより、会長及び副会長を補佐する。</p> <p>5 会長及び副会長は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</p> <p>6 理事の権限は、定款に定めるもののほか、理事会において別に定める理事の職務権限規程による。</p>	<p>いて別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。</p> <p>4 代表理事である副会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の業務を執行する。</p> <p>5 常任理事は、理事会において別に定めるところにより、会長及び副会長を補佐する。</p> <p>6 会長及び副会長は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</p> <p>7 理事の権限は、定款に定めるもののほか、理事会において別に定める理事の職務権限規程による。</p>
---	---

以上